



2018～2019年度
(2019～2020年度派遣)

国際ロータリー第2560地区ロータリー財団地区奨学生募集要項

国際ロータリー第2560地区
ロータリー財団委員会
問合せ先：ガバナー事務所
E-mail: rotary@rid2560niigata.jp

国際ロータリーのホームページ「<http://www.rotary.org>」より国際ロータリー及びロータリー財団に関する情報がご覧いただけます。

ただし、当地区の奨学生としての条件は、この「2018-2019年度（2019-2020年度派遣）国際ロータリー第2560地区奨学生募集要項」の記載事項が絶対条件です。

目的

国際ロータリー第2560地区奨学金制度の主要な目的は、グローバル補助金奨学生に該当しない奨学生に対して、海外の大学あるいは大学院・専門学校への少なくとも約1年の修学に地区補助金(地区財団活動資金(DDF))から奨学金として金銭的支援を提供し、有為の人材に勉学の機会を提供することです。

1. 奨学金の名称

「国際ロータリー第2560地区 地区奨学金」

2. 奨学金の期間

1年間

3. 奨学金の額

上限 15,000 ドル

(合格者の人数、留学期間、留学国等を考慮しロータリー財団委員会が金額を決定いたします)

4. 募集人数

若干名

5. 応募資格

- 2019年4月迄に大学、短大、専門学校の課程を少なくとも2年終了している者、または終了することが見込まれる者。
- 海外の大学あるいは大学院、専門学校等に修学する者
- 優秀な学業成績をもつと共に、親善使節としての素質をもっていること。
- 留学国の言語に熟達し、留学国言語で報告書を作成することが出来ること。
- 指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること。
- 留学国の国情、国民性に関心と理解をもち、日本および国際ロータリー第2560地区（新潟県）の歴史、地理、文化、時事問題に通暁していること。
- 留学期間の厳しい勉学に心身共に堪え得ること。
- 日本の国籍あるいは永住権を有すること。
- 申請時に国際ロータリー第2560地区（新潟県）内に本籍があること。更に地区内に現住所または実家（帰省先）を有し専門学校、大学または大学院に在学するか、あるいは卒業していること。
- 第6項に掲げる「申請の資格なき者」に該当しないこと。
- 本人の経済的事情により奨学金を必要とすること。

6. 申請の資格なき者

1. ①ロータリアン、②クラブ、地区、他のロータリー関連組織または国際ロータリーの職員、③前記①、②の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
2. 当人または前項に該当する者に受験資格を与える目的のためにロータリークラブを退会した者がある場合は、そのことによって資格は生じない。
3. ロータリーの定める旅行禁止国に留学する者。（ウェブサイトを確認のこと）
4. 他の地区にロータリー財団補助奨学金を申請している者。
5. 既に留学を開始している者。

7. 奨学金支給の条件（役割と責務）

1. 国際ロータリー第 2560 地区 地区奨学金は様々の分野における勉学の機会を提供することを目的とし、奨学生は勉強の傍、“親善使節”としての任務も遂行すること。
2. 奨学期間終了後、速やかに帰国し、地区内ロータリークラブに留学の成果を報告すること。
3. 奨学期間中は勉学に努めると共に、修学先の地元地域のロータリー活動（例会出席、スピーチ、奉仕プロジェクト等）に参加し、また、家庭、事業所などを訪問して修学地域の諸事情の理解につとめること。
4. 当委員会及びロータリークラブの行事出席や卓話等の奨学生候補者及び奨学生としての義務を履行すること。
5. 奨学生は、スポンサークラブが選任する地区奨学生カウンセラーと共に、当委員会から義務づけられたオリエンテーションに共に参加し、説明事項を了承すること。
6. 奨学金対象期間中は、毎月スポンサークラブ及びガバナー事務所の双方に「月次報告書」を提出すること。また、奨学金対象期間の中間（1年間の場合は、第 6 回目の月次報告の時期）に、その期間の総括として「中間報告書」を提出すること。
7. 奨学金対象期間中は、毎月スポンサークラブ及びガバナー事務所の双方に「経費の報告書」を提出すること。この場合、米貨 75 ドル以上の経費は日本語で説明を付記した領収書を添付すること。
8. 奨学期間修了後、速やかにスポンサークラブ及びガバナー事務所の双方に「最終報告書」を提出すること。併せて、ガバナー事務所に「経費の報告書（日本語）」に「領収書の原本」を添えて提出すること。
9. 地区委員会から財団本部へのオンライン申請時（2019 年 4 月末日）までに留学先が決定し、かつ「修学を行う教育機関等から受入許可を得たことを証明する書類」等を 2019 年 6 月末日までにガバナー事務所に提出すること。
10. 修学を行う教育機関等は、「国際ロータリー第 2560 地区 地区奨学金申請書」に記載した学校、専攻課程並びに予定期間でなければならない。ただし、やむを得ない事情があったと当地区が認めた場合はこの限りでない。この場合でも、初期の留学の目的と相違せず、かつ記載した教育機関と同等以上の教育内容を受けることが出来ることを要する。
11. 修学を行う教育機関等との連絡及び受入許可については、申請者本人がすべて行い、ロータリークラブ及び委員会は一切関与しない。ただし、地区奨学金給付の内定を得た者に限り、その旨を証明する書類を提出する必要がある場合は、当地区ガバナー事務所に連絡することにより、事情を確認した上で必要な書類を発行することがある。
12. 修学は 2019 年 7 月 1 日以降の新学期から開始しなければならない。
13. 学業成績不良、不良行為の立証、報告書の不提出、当委員会の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、修学地域の語学に対する知識の不足、“親善使節”の任務不履行、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）等不適切な行為、その他奨学金の条件を充たせなくなる様な事態が発生した場合に奨学金は打切られる。また、既に支給された奨学金の返還を求められることがあり、その場合は返還しなければならない。また、本人が一部又は全額を返還しない場合は、スポンサークラブが本人と連帯して返還しなければならない。

8. 奨学金の支給方法

1. 奨学金の円換算はロータリー財団から当委員会へ送金された際のロータリーレートによる。
2. ①「前半期奨学金（上限：米貨 7,500 ドル）」
奨学金支給条件の履行の報告（奨学生候補者の入学許可証、就学ビザ、航空券の購入、奨学生としての義務の履行等）をスポンサークラブから当委員会が受け取った後、本人の指定する日本の銀行口座に当委員会が振り込むことにより支給。（ロータリー財団から当委員会へ送金後）
②「後半期奨学金（残額）」
奨学金支給対象期間の中間において、奨学生としての義務の履行等の奨学金支給の条件を全て満たしたことの報告を、スポンサークラブから当委員会が受け取った後に、本人の指定する日本の銀行口座に当委員会が振り込むことにより支給。

※【奨学金の使用を認められる費用、認められない費用】

- ・報告に際しては、この基準を参考に判断すること。ただし、最終的には、国際ロータリーの基準による当委員会の判断に従うこと。
- ・ロータリー財団の承認が得られる前に発生した費用は一切認められない。
- ・2020年7月1日以降に支払われた経費及び支払われたと見なされる経費は一切認められない。

●奨学金の使用を認められる費用の例示

- ・パスポートやビザ取得にかかる費用
- ・予防接種費用（ただし、医者診察費用は認められない）
- ・奨学金期間をカバーする国際医療保険
- ・学用品（本、ワークブック、コンピューターなど）
- ・授業料（留学期間中の授業料については、国内在籍大学の授業料も対象とする）
- ・宿泊費、生活用品
- ・交通費
- ・学業に関連する旅行

●認められない費用の例示

- ・自動車、原動機付き自動二輪の購入
- ・配偶者や扶養者のための費用
- ・奨学金期間中の自国における家賃、居住費
- ・奨学金受領によって発生する税金
- ・医療費（歯科医療費も含む）
- ・娯楽、交際費
- ・個人的な旅行
- ・ロータリー行事に関連した費用（イベントへの参加費や移動費など）
- ・18歳未満の青少年の海外渡航費（親同伴の場合を除く）

9. セクシャルハラスメントへの対応

ロータリー財団は性的嫌がらせに関する項目を奨学生オリエンテーションに含めるよう義務付けています。さらにロータリー財団日本事務局担当職員は危機管理の指針を用意しています。これらの指針に加え、虐待とハラスメント防止に関するロータリー財団管理委員会の指針も参照ください。

ロータリアン、クラブ、地区はすべて、国際ロータリーにより確立された「青少年と接する際の行動規範に関する声明」ならびにロータリー財団により採択された以下の指針に準拠することが義務付けられています。(7.080. 性的虐待とハラスメントの防止)

従って、地区奨学生もその指針に従う義務があります。

- 1) ロータリー財団は、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有している。
- 2) 性的虐待あるいはハラスメントの申立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
- 3) ロータリー財団プログラムへの参加中に性的虐待またはハラスメントの疑いを持たれた者は、その問題が解決するまでロータリー財団プログラム参加者とのいかなる接触も認められない。
- 4) いかなる虐待の申立ても、ロータリー財団の法規適用方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告されなければならない。
- 5) ロータリー章典は、性的虐待への関与が明らかとされたロータリークラブおよび会員に関わる指針を規定している。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人は、ロータリーが関係するロータリー財団プログラムに携わることを禁じられる。
- 6) 性的虐待あるいはハラスメントの申立ての調査で結論が導き出されなかった場合、ロータリー財団プログラム参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わるプログラム参加者を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関連して行われるロータリー財団プログラム参加者との関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪に関わらず、当該成人の存在は党組織の評判を損なう物となり、ロータリー財団プログラム参加者にとって有害となる可能性がある。これはまた、他の参加者からの告発から当該成人を守る事にもなる。後に疑惑が晴れた当人は、財団プログラムへの参加復帰を申請する事ができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できる保証はない。
- 7) ロータリー地区がこれらの指針に準拠していないと見なされた場合、RI 事務総長は、地区が指針を守るようにするための措置をとるものとする。(2005年4月管理委員会、決定 118号)

10. 申請及び選考方法

1. 所定の申請書をダウンロードし、もれなく記入（顔写真貼付）した上で、必要書類を添付して、国際ロータリー第 2560 地区内の何れかのロータリークラブ（「地区の参加資格認定」を受けているロータリークラブに限る）へ **2019年2月末日（木）**まで（郵送の場合は、当日必着）に提出し、「クラブ選考」を受ける。
2. 申請を受けたロータリークラブは、書類審査と面接試験等による「クラブ選考」を行い、可否について通知する。
3. 「クラブ選考」に合格した場合は、そのロータリークラブがスポンサークラブとなり、提出された申請書に会長、幹事の署名をし、**2019年3月15日（金）**までに国際ロータリー第 2560 地区 地区奨学生候補者として当委員会に推薦する。
4. スポンサークラブから推薦を受けた当委員会は、最終選考の日程等を通知する。
5. 当委員会は、**2019年4月6日（土）**最終選考を行い、合格者を決定する。なお、最終選考方法は、ガバナー、ガバナーエレクト、当委員会委員等の選考委員による面接試験、語学試験及び書類審査とする。

6. 最終選考結果は、本人、推薦大学、及びスポンサークラブに対し通知する。
※ 可否の内容に関するお問い合わせには一切お答えする事は出来ません。
7. 最終選考合格者は、2019-2020 年度派遣・国際ロータリー第 2560 地区奨学生候補者となる。
(ただし、当委員会が奨学生としての資格要件を満たさないと判断した場合は、資格を失う。)

11. 提出書類

1. 「国際ロータリー第 2560 地区 地区奨学金申請書」(地区 HP よりダウンロード)
 - a. 地区申請書 (和文のみ)
 - b. 受講予定の専攻科目の内容について (A4 用紙に 1200 文字程度)
 - c. 小論文：題自由 (A4 用紙に 1200 文字程度)
2. 語学力テストの結果
 - *英語圏：TOEFL、IELTS 等の成績表。
 - *英語圏以外：現地語成績表。(教育機関の定めのあるものはそれに従う)
 - i. 留学先の公用語が 2 つ以上の場合は、全ての言語についての成績表。
 - ii. 成績表は、取得日より 1 年以内のもの。
3. 教育者あるいは上司等による推薦書
4. 専門学校、短大あるいは大学の成績表
5. 修学先の入学許可証 (もしくは条件付き入学許可証)
 - *手元に無い場合は、応募時点では提出不要。2019 年 6 月末日までに提出しなければならない。

★書類は全て A4 サイズを使用すること。

(成績表・証明書等 A4 サイズ以外のものはオリジナルの他に A4 サイズに縮小・拡大したものを添付)

★添付書類の右上には、必ず氏名と提出したロータリークラブ名を記入すること。

12. 2018～19 年度日程

2018 年 12 月 8 日 (土)	「奨学生募集説明会」
2019 年 2 月末日 (木)	応募者からロータリークラブへ申請書提出締切
2019 年 3 月 15 日 (金)	スポンサークラブから地区への推薦書提出締切
2019 年 4 月 6 日 (土)	「最終選考」(地区役員による面接試験)
2019 年 4 月末日 (火)	留学先の決定と報告締切
2019 年 6 月末日 (日)	修学先の入学許可証提出締切

★申請書類は一切返却しません。

本規程は、2018 年 7 月 1 日より適用される。

【注意】

上記の規程は、第 2560 地区の判断により適宜変更される場合がある。最新の情報について、常に国際ロータリー第 2560 地区と連絡を取り、遺漏のないように努めること。